

4. 景観形成基準における建築物等の色彩基準について

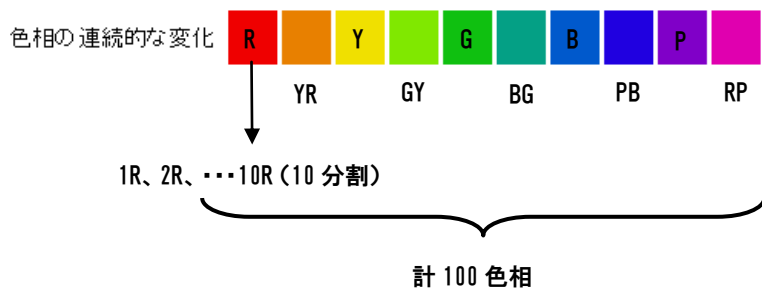
4.1. 色彩の基準〈マンセル表色系〉

色彩の基準を定量化する際に一般的に使用されている色彩の基準で、日本では、JIS Z 8721（三属性による色の表示方法）として規格化されています。

色の三属性（色相、明度、彩度）によって表します。

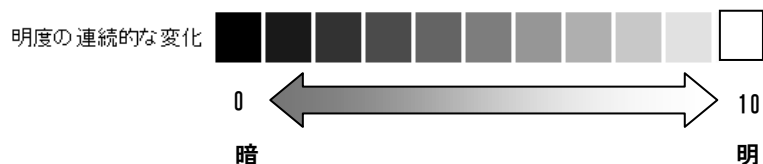
①色相

- 色相は赤、黄色、緑、青、紫といった色の様相の相違です。
- 色を5つ（R・Y・G・B・P）に分け、更に中間に YR・GY・BG・PB・RP の5つを設け、さらにそれらの色相を10で分割した計100色相で表しています。



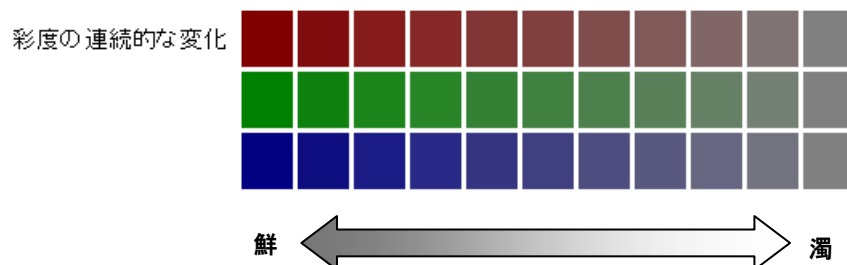
②明度

- 明度は色の明るさを意味します。
- 最も明るい白を明度の10とし最も暗い黒を明度0と表します。
- 色を持たないものを無彩色といい、無彩色に対して、色味を持つものは有彩色といえます。



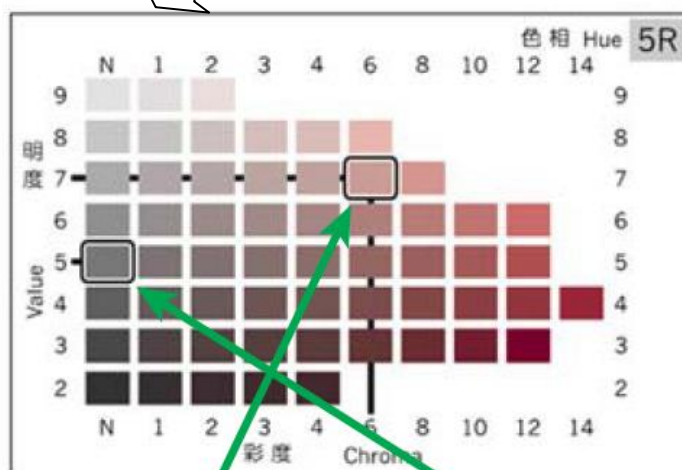
③彩度

- 彩度は色の鮮やかさを意味しています。
- 色のない無彩を0として色の鮮やかさの度合いにより数字が大きくなります。
- ただし、彩度は前記の色相と明度によって最大値が異なり、10を超える数値もあります。

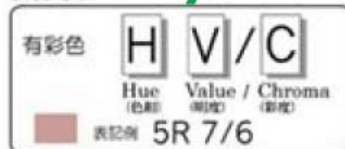


④表現

- 色の三属性を併せた表記法は、「色相 明度/彩度」です。
- ただし、無彩色は「N 明度」などとも記します。



表記方法



4.2. 色彩の景観形成基準に関するマンセル値化の検討

婦恋村景観計画の景観形成基準で使用されている色彩については、以下のような5つの裁量的な表現を行っています。このため、基準の運用に際しては具体的な色彩が可能な限り明確になるよう、定量型の判断基準を設けるものとします。

そこで、具体的に色彩基準のマンセル値化を行うものとしました。

【建築物】

□全域

- 不快感を与える色彩又は品位なくきわだって**派手な色彩** (①) とせず、**落ち着いた色彩** (②) を基調とし、**周辺景観との調和** (③) に配慮した色調とすること。

□環境保全地域内地区、別荘地地区、国立公園普通地域地区

- 屋根や外壁は**周囲の自然環境に調和** (④) したものとし、**派手な原色** (⑤) は避ける。

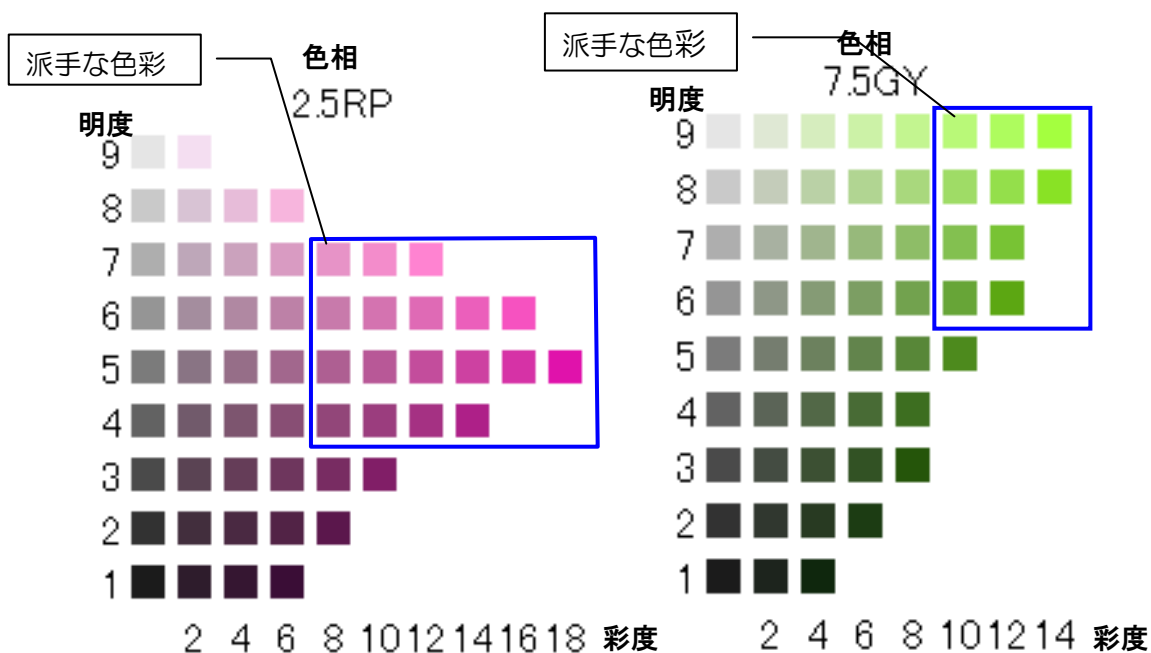
【工作物】

□全域

- 可能な限り、**周辺の景観と調和** (③) が図れる色彩に努めること。

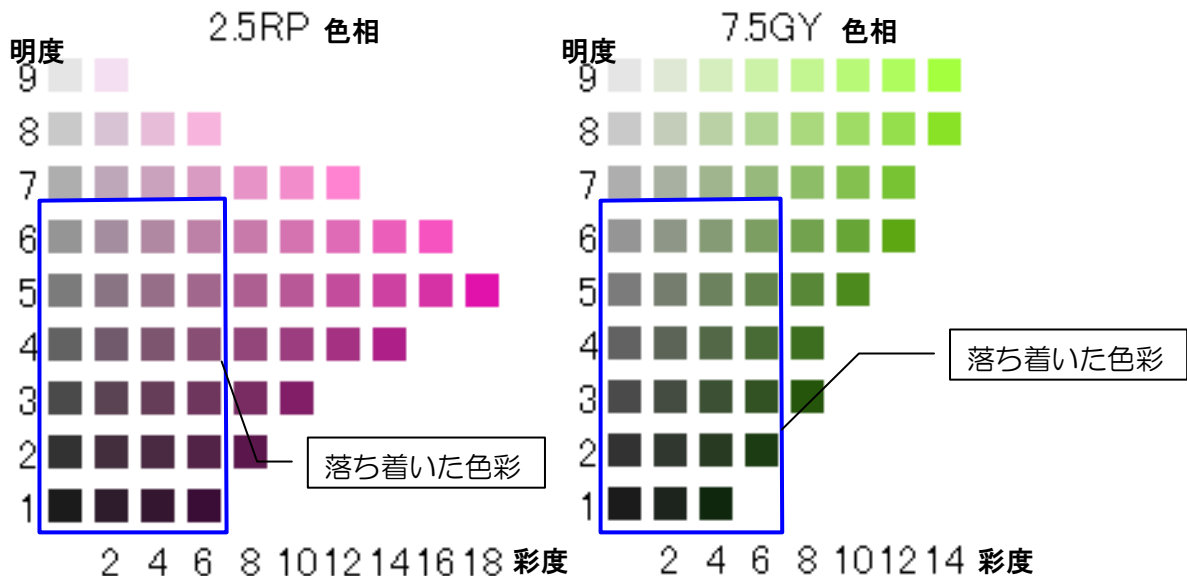
①派手な色彩とは？

- 一般的に、明度と彩度が高く、きらびやかな印象を与える色彩を言います。
→**高明度、高彩度**であると「**派手な色彩**」と感じられます。



② 落ち着いた色彩とは？

- 一般的には、明度や彩度が低く、暗くて鈍い印象を与える色彩です。
- 中低明度、中低彩度（※）であると「落ち着いた色彩」と感じられます。
- ※中低明度：明度 6.0 以下、中低彩度：彩度 6.0 以下



③ 周辺景観との調和とは？

- 一般的には、「明度差の大きい組み合わせ」、「色相差の大きい組み合わせ」が周辺景観との調和を阻害する例として認識されており、配慮が必要です。

「明度差の大きい組み合わせ」は配慮が必要

- 明度差が大きくなるほど色同士の境が明瞭になりそれぞれの色同士が映えます。(調和しない配色)
- 誘目性が高い配色なので、交通標識などのサイン類に使用されます。

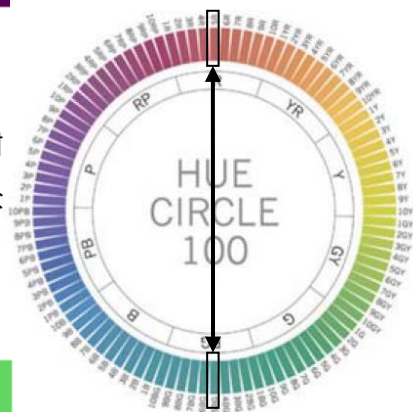
【配色例】



「色相差の大きい組み合わせ」は配慮が必要

- 基調の色と合わせる色の色相差を大きくとると、対立的なイメージの組み合わせになります。(調和しない配色)

【配色例】



④周辺の自然環境に調和とは？

- 意外なほど低いのが自然の彩度です。
- 青空の彩度は 5.0～6.0、海（水面）の彩度は 4.0～5.0、公園などの緑の彩度も 3.0～6.0 程度の彩度となっています。

⑤派手な原色とは？

- 派手な原色とは、彩度の高い「鮮やかな色彩」を言います。なお、一般的には赤、青、黄をイメージしがちですが、高彩度の色彩（※色相によって異なります。）はいずれも派手な原色となります。

4.3. 色彩の基準に関する定量化について

- 色彩の基準については、以下のような方針に基づき、定量化を行います。

対象	区域	景観形成基準	色彩の定量化の方針
建築物	全域	不快感を与える色彩又は品位なくきわだって派手な色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮した色調とすること。	<ul style="list-style-type: none"> • 派手な色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とするため、中低明度、中低彩度の色彩を使用する。（概ね明度、彩度ともに 6.0 以下。） • 色相については、背景が地域によって異なるため、限定はしない。
	環境保全地域内地区 別荘地地区 国立公園普通地域地区	屋根や外壁は周囲の自然環境に調和したものとし、派手な原色は避ける。	<ul style="list-style-type: none"> • 派手な原色を避けるため、中低明度、中低彩度の色彩を使用する。（概ね明度、彩度ともに 6.0 以下。） • 背景地が自然地であることを考慮した色彩とする。
工作物	全域	可能な限り、周辺の景観と調和が図れる色彩に努めること。	<ul style="list-style-type: none"> • 建築物の全域と同様とする。

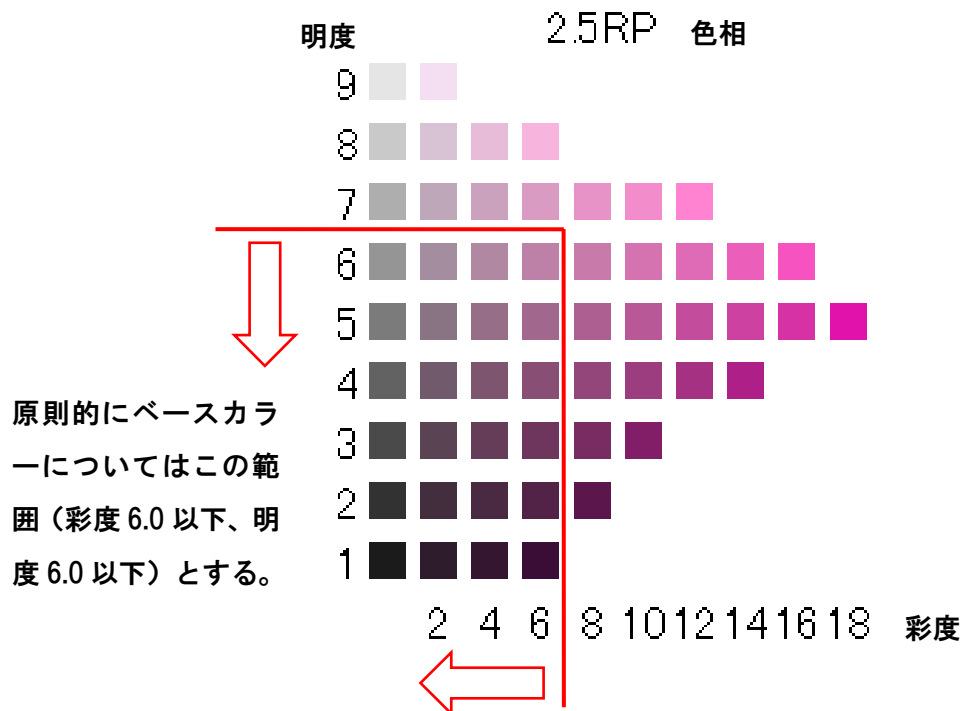
4.4. 色彩の基準

①建築物について

【全域】

<外壁や屋根>

- 建築物の大きな面積を占める外壁や屋根の部分の色彩については、建築物のイメージを決める色（ベースカラー）となることから、**派手な色彩を防ぎ、落ち着いた色彩とするため、下図に示すように、極力中低明度（6.0 以下）、中低彩度（6.0 以下）とするもの**とします。
- ただし、大きな壁面などが単調なイメージとならないように、窓枠等の部分に限定的に使用する色彩については、この限りではありません。
- また、**使用できる色相については、背景が地域によって異なるため、制限は行わないもの**とします。

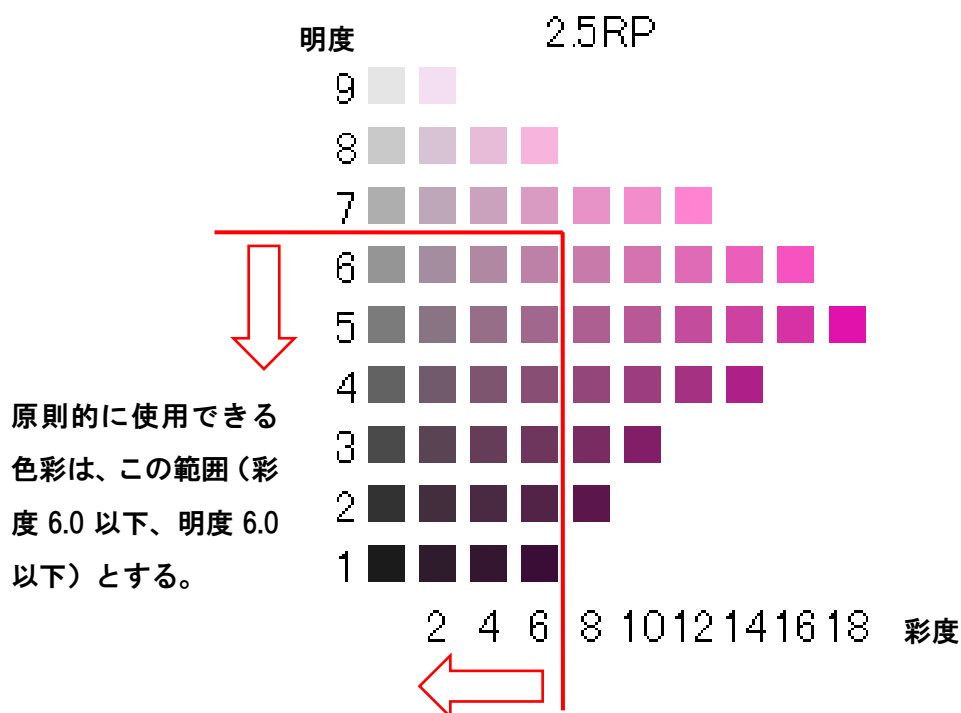


色相 2.5RP の中低明度、中低彩度のパレット例

【環境保全地域内地区、別荘地地区、国立公園普通地域地区】

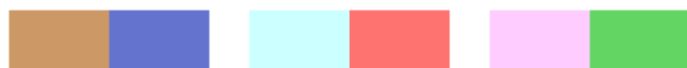
<屋根や外壁>

- 自然環境が豊かな環境保全地域内地区、別荘地地区及び国立公園普通地域地区における屋根や外壁の色彩については、**派手な原色を避けるため、原則として下図に示すよう、中低明度（6.0以下）、中低彩度（6.0以下）**とします。
- なお、窓枠など部分的にであっても、**彩度の高い鮮やかな色彩の使用は原則として控えるもの**とします。



色相 2.5RP の中低明度、中低彩度のパレット例

- さらに、下図のように背景となる**自然景観の色彩（樹木等）と色相差が大きくなる組み合わせを**防ぎ、誘目性を抑え、調和を図るものとしてします。



色相差の大きくなる組み合わせは避ける。

② 工作物について

【全域】

- 原則的に、建築物の全域と同じ基準とします。

**孺恋村景観形成ガイドライン
平成 27 年 2 月**

発行：孺恋村

編集：総合政策課

問合せ先：建設課

〒377-1692 孺恋村大字大前 110

TEL 0279-96-1973 (直通) FAX 0279-96-1979

<http://www.vill.tsumagoi.gunma.jp/index.php?id=73>